平成２１年（フ）第１４３０号
大阪府南河内郡太子町大字春日1208番地の１
乾ハイツＡ105号室
債務者　垂水　信樹（旧姓津山）
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４７８号
堺市堺区中安井町１丁４番10　ふぁみーゆ安井Ｉ307号室、前住所堺市堺区旭ヶ丘北町２丁２番24号　富士マンション302号
債務者　西尾　俊子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
香川県高松市檀紙町1331番地21
債務者　杉本　清子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４３５号
香川県高松市田村町1179番地市営住宅すみれ団地第14棟204号
債務者　井上　裕美（旧姓森山）
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７８号
香川県観音寺市古川町440番地
債務者　大久保　弘
１　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第８９号
福岡県柳川市田脇460番地１
債務者　北原　悦子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
岩手県一関市大東町摺沢字摺沢駅12番地
債務者　加藤　節子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第４３２号
新潟市中央区鐙西２丁目７番13号、前住所新潟市中央区湊町通４ノ町3340番地　グリーンハイツ10号
債務者　大橋　次夫
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７５号
新潟市西蒲区漆山3293番地４
債務者　高井　　望
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１２号
新潟県新発田市真野原外3402番地１
債務者　笹川　朝子
１　決定年月日時　平成21年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１３２号
新潟県新発田市本町４丁目10番４号
債務者　倉島　久恵（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成21年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第３３１号
香川県高松市屋島西町681番地２
債務者　鎌田美代子
１　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６５２号
大分市大字馬場669番地　市営馬場住宅Ｂ４―305
債務者　渡邊　恵美
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６６２号
大分市明野東２丁目１番２―63号
債務者　佐中　涼生
１　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９４号
香川県丸亀市垂水町310番地８
債務者　玉尾　知美
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１３７５号
仙台市泉区鶴が丘１丁目18番地の７　ロフティー鶴ケ丘205
債務者　大友　啓之
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２９号
仙台市泉区将監７丁目16番７号
債務者　石山れい子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５０号
宮城県亘理郡亘理町字油田34番地２　Ｂ棟
債務者　伊藤　麻里
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係